

測量業務共通仕様書改訂(新旧対照表)

【改訂】令和7年4月	【旧】平成28年4月
第1条 適用【略】	第1条 適用【略】
第2条 用語の定義【略】 一～二【略】 三「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員及び主任調査員を総称している。 <u>調査職員は、原則として総括調査員及び主任調査員各1名の計2名とする。ただし、当初契約時での当初設計金額が100万円未満のものについては、主任調査員1名とすることができる。</u> 四「総括調査員」とは、 <u>主に、</u> 受注者に対する指示、承諾、協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任調査員の指揮監督及び業務委託のとりまとめを行う者をいう。 <u>総括調査員は、原則として次の技術職員に下命するものとする。</u> <u>ア 本庁各課及び局、各出先機関(駐在所は除く。)</u> <u>当該設計業務等委託を監督する担当の主幹又は副主幹とする。ただし、所属長が必要と認めるときは、専任主幹、専任副主幹、専任主査、専任技師、専門主幹又は専門技師に下命することができる。</u> <u>イ 各駐在所</u> <u>当該設計業務等委託を監督する担当の駐在所長又は主任とする。</u> 五「主任調査員」とは、 <u>主に、</u> 受注者に対する指示、承諾及び協議(重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査 <u>で重要なもの</u> の処理、関連業務との調整(重要なものを除く。)の処理を行う者をいう。 また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員及び発注者等への報告を行うとともに、業務委託のとりまとめを行 六～二十八【略】 <u>二十九「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。この場合において、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u> <u>三十「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u> <u>三十一「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> <u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途書面での提出は不要とする。</u> <u>三十二「書面」とは、発行年月日を記録し、記名、署名又は押印したものを有効とする。</u> <u>ただし、情報共有システムを用いて作成し、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名、署名又は押印がなくても有効とする。</u> 三十一～四十【略】	第2条 用語の定義【略】 一～二【略】 三「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員及び主任調査員を総称している。 四「総括調査員」とは、受注者に対する指示、承諾、協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任調査員の指揮監督及び業務委託のとりまとめを行う者をいう。 五「主任調査員」とは、受注者に対する指示、承諾及び協議(重要なものを除く。)の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査の処理、関連業務との調整(重要なものを除く。)の処理を行う者をいう。 また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員及び発注者等への報告を行うとともに、業務委託のとりまとめを行 六～二十八【略】 二十九「書面」とは、 <u>手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。</u> <u>ア緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</u> <u>イ電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u> 三十～三十八【略】
第3条 受発注者の責務 <u>1. 受注者は契約の履行に当たって測量の意図及び目的を十分に理解した上で測量に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。</u> <u>2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u> <u>3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u>	第3条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって測量の意図及び目的を十分に理解した上で測量に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。
第4条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(宮崎県の休日 ^{を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項各号に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。))以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため、調査職員との打合せを<u>行う</u>ことをいう。}	第4条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため、調査職員との打合せ <u>又は現地踏査を開始する</u> ことをいう。
第5条【略】	第5条【略】
第6条 業務の実施 測量業務は、作業規程により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、作業規程第5条第3項によるものとする。 また、公共測量の実施に当たっては作業規程の定めのほか、別途国土地理院より定めるマニュアルによるものとする。	第6条 業務の実施 測量業務は、作業規程により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、作業規程第5条第3項によるものとする。
第7条～第8条【略】	第7条～第8条【略】
第9条【略】 2～5【略】 <u>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u> 7【略】	第9条【略】 2～5【略】 追加 6【略】
第10条【略】	第10条【略】

【改訂】令和7年4月	【旧】平成28年4月
第11条 担当技術者 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、<u>その氏名その他必要な事項</u>を発注者に通知するものとする。<u>(管理技術者と兼務するものを除く。)</u>。 なお、担当技術者が複数にわたる場合は原則3名までとする。ただし、難易度の高い業務や大規模な業務の場合は、適切な人数とし、8名までとする。また、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。 2～5 【略】	第11条 担当技術者 第11条受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は原則3名までとする。ただし、難易度の高い業務や大規模な業務の場合は、適切な人数とし、8名までとする。また、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。 2～5 【略】
現行どおり 現行どおり 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、宮崎県の休日(以下「県の休日」という。)を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から県の休日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、県の休日を除き15日以内に、訂正時は適宜、調査職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、<u>前3条により定めた技術者とする。</u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は<u>テクリス登録時に調査職員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が15日間(県の休日を除く。)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 <u>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u>	第12条 【略】 2 【略】 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料100万円以上の業務について、業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、県の休日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から県の休日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、県の休日を除き15日以内に、<u>書面により</u>調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、<u>業務契約書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</u>また、登録機関に登録後、<u>テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が15日間(県の休日を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
第13条 打合せ等 【略】 2～5 【略】 <u>6 調査職員及び受注者は、「働く場の環境改善に向けたウィークリスタンス等の推進」に努める(ワンデーレスポンスを含む。)</u>。 <u>7 調査職員は、建設関連業務における配置技術者の同一性の確認要領(平成21年7月6日技術企画課)に基づき、配置技術者の同一性の確認を行うこととする。</u>	第13条 打合せ等 【略】 2～5 【略】 追加 追加
第14条 業務計画書 【略】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 一 業務概要 二 実施方針 三 業務工程 四 業務組織計画 五 打合せ計画 六 成果物の内容、部数 七 使用する主な図書及び基準 八 連絡体制(緊急時含む。) 九 使用機器の種類、名称、性能(一覧表にする。) 十 仮設備計画 十一 その他 二 <u>実施方針又は十一 その他には、第33条個人情報の取扱い、第34条安全等の確保及び第38条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</u> なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。 3～4 【略】	第14条 業務計画書 【略】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 一 業務概要 二 実施方針 三 業務工程 四 業務組織計画 五 打合せ計画 六 成果物の内容、部数 七 使用する主な図書及び基準 八 連絡体制(緊急時含む。) 九 使用機器の種類、名称、性能(一覧表にする。) 十 仮設備計画 十一 その他 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。 3～4 【略】
第15条 資料の貸与及び返却 1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 <u>ただし、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これによらない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u> 2～4 【略】	第15条 資料の貸与及び返却 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 2～4 【略】
第16条 関係官公庁への手続き等 【略】 2 【略】 <u>3 受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。</u> <u>また、作業規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。</u>	第16条 関係官公庁への手続き等 【略】 2 【略】 追加
第17条～第20条 【略】	第17条～第20条 【略】
第21条 検査 【略】 2 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。 3 【略】	第21条 検査 【略】 2 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して<u>書面をもって</u>検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。 3 【略】
第22条～第29条 【略】	第22条～第29条 【略】
第30条 再委託 【略】	第30条 再委託 【略】

【改訂】令和7年4月	【旧】平成28年4月
2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。	2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3～4 【略】	3～4 【略】
現行どおり	第31条～第32条 【略】
第33条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 <u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u> 等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第33条 個人情報の取扱い 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 <u>宮崎県個人情報保護条例（平成14年10月4日条例第41号）</u> 等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2～8 【略】 9 <u>個人情報の管理の確認は次の各号のとおりとする。</u> 一 受注者は、 <u>取り扱う個人情報の秘密性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。</u> なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘密性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 二 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認すること	2～8 【略】 9 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
現行どおり	10～11 【略】
第34条 安全等の確保 1 受注者は、測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。 二 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 三 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。	第34条 安全等の確保 受注者は、測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知平成21年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。 二 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 三 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
2～4 【略】 5 受注者は、測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 一 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 二 測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。 なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 三 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 四 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 五 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。 6～9【略】	2～4 【略】 5 受注者は、測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 一 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省大臣官房技術審議官通知平成21年3月）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 二 測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 三 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 四 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 五 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。 6～9【略】
第35条～第37条 【略】	第35条～第37条 【略】
第38条 行政情報流出防止対策の強化 1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、 <u>第14条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u>	第38条 行政情報流出防止対策の強化 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策を <u>とらなければならない。</u>
現行どおり	2～3 【略】
第39条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 1～2【略】 3 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、 <u>入札参加資格停止等</u> の措置を講じることがある。	第39条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 1～2【略】 3 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、 <u>指名停止等</u> の措置を講じることがある。
4【略】	4【略】
第40条 保険加入の義務 受注者は、 <u>雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u> 2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、 <u>法定外の労災保険に付さなければならない。</u>	追加 追加